

消 食 表 第 1 5 3 号  
令 和 元 年 7 月 1 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消 費 者 庁 次 長  
( 公 印 省 略 )

### 登録試験機関の登録等について

健康増進法第26条第1項に規定する特別用途表示の許可を行うについて必要な試験については、同条第3項の規定に基づき国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は登録試験機関において実施することとしています。

今般、登録試験機関の登録の申請等については、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、健康増進法施行令の一部を改正する政令等の制定について」(平成16年2月6日薬食発0206001号厚生労働省医薬食品局長通知)によるほか、別紙により取り扱うこととし、これに伴い下記通知は廃止することとしましたので御了知願います。

### 記

「登録試験機関の登録等について」(平成16年2月6日付け食安発第0206003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)